

防衛省の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（第一条関係）	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（第二条関係）	16

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）（第一条関係）

※「現行」は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）第五条の規定による改正（令和八年十月一日施行）後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（営外手当） 第十八条（略） 2 前項の営外手当の額は、月額八千二百円とする。 3 （略） （期末手当及び勤勉手当） 第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めるところとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めるところとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用さ	（営外手当） 第十八条（略） 2 前項の営外手当の額は、月額七千二百七十円とする。 3 （略） （期末手当及び勤勉手当） 第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めるところとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めるところとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用さ

れた職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の七十三・七五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の百八・七五」とあるのは「百分の六十三・七五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の五十一・二五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十一・二五」と、「百分の六十一・二五」と、十二月に支給する場合には百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十三・七五」とあるのは「百分の六十一・二五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては百分の六十一・二五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五）」、十二月に支給する場合には、定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十三・七五）、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては百分の六十三・七五、防衛省の職員の給与

れた職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の百八・七五」とあるのは「百分の三十五」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の五十一・二五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十一・二五」と、「百分の六十一・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては百分の六十一・二五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の六十」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2
(略)

第十八条の三 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の百八十」とし、同条第五項において人事院規則で定めるところとされている事項については、政令で定めるものとする。

(学生の給与)

第二十五条 (略)

2 前項の学生手当の月額は、十六万五千四百円とする。

3
(略)

4 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の百八十」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶

2
(略)

第十八条の三 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めるところとされている事項については、政令で定めるものとする。

(学生の給与)

第二十五条 (略)

2 前項の学生手当の月額は、十六万千円とする。

3
(略)

4 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手

養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

5・6 (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二 (略)

2 前項の生徒手当の月額は、十五万二千元とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の百八十」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4・5 (略)

当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

5・6 (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二 (略)

2 前項の生徒手当の月額は、十四万七千七百円とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4・5 (略)

改正案					現行						
別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）					別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）						
職員の区分	職務の級		級		職員の区分	職務の級		級			
	号	俸 給 月 額	2	俸 給 月 額		号	俸 給 月 額	2	俸 給 月 額		
1 2 3 4	1	270,400 円	403,000 円	1 2 3 4	1	259,800 円	389,400 円	1 2 3 4	1	259,800 円	389,400 円
	2	271,800	404,500		2	261,200	390,900		2	261,200	390,900
	3	273,200	406,000		3	262,600	392,300		3	262,600	392,300
	4	274,600	407,500		4	264,000	393,700		4	264,000	393,700
5 6 7 8	5	276,000	409,000	5 6 7 8	5	265,400	395,100	5 6 7 8	5	265,400	395,100
	6	277,200	410,400		6	266,600	396,500		6	266,600	396,500
	7	278,400	411,900		7	267,800	398,000		7	267,800	398,000
	8	279,600	413,300		8	269,000	399,400		8	269,000	399,400
9 10 11 12	9	280,900	414,600	9 10 11 12	9	270,300	400,700	9 10 11 12	9	270,300	400,700
	10	282,000	416,000		10	271,400	402,100		10	271,400	402,100
	11	283,100	417,500		11	272,500	403,600		11	272,500	403,600
	12	284,300	419,000		12	273,700	405,100		12	273,700	405,100
13 14 15 16	13	285,600	420,300	13 14 15 16	13	275,000	406,400	13 14 15 16	13	275,000	406,400
	14	287,300	421,800		14	276,700	407,900		14	276,700	407,900
	15	289,000	423,300		15	278,400	409,400		15	278,400	409,400
	16	290,700	424,800		16	280,100	410,900		16	280,100	410,900
17 18 19 20	17	292,400	426,200	17 18 19 20	17	281,800	412,300	17 18 19 20	17	281,800	412,300
	18	294,400	427,800		18	283,800	413,900		18	283,800	413,900
	19	296,600	429,400		19	286,000	415,500		19	286,000	415,500
	20	298,900	430,900		20	288,200	417,000		20	288,200	417,000
21 22 23 24	21	301,100	432,100	21 22 23 24	21	290,400	418,200	21 22 23 24	21	290,400	418,200
	22	303,300	433,500		22	292,600	419,600		22	292,600	419,600
	23	305,600	434,900		23	294,800	421,000		23	294,800	421,000
	24	307,800	436,200		24	296,900	422,300		24	296,900	422,300
25 26 27 28	25	309,900	437,800	25 26 27 28	25	298,900	423,900	25 26 27 28	25	298,900	423,900
	26	311,800	439,200		26	300,800	425,300		26	300,800	425,300
	27	313,700	440,500		27	302,700	426,600		27	302,700	426,600
	28	315,500	441,900		28	304,500	428,000		28	304,500	428,000
29 30	29	317,400	443,300	29 30	29	306,300	429,400	29 30	29	306,300	429,400
	30	319,300	444,600		30	308,200	430,700		30	308,200	430,700

	144 145	445,800 446,000	
定年前再任 用短時間勤 務職員		基 俸 給 月 額	基 俸 給 月 額
		準 313,100 円	準 376,600 円

	144 145	433,000 433,200	
定年前再任 用短時間勤 務職員		基 俸 給 月 額	基 俸 給 月 額
		準 288,900 円	準 348,200 円

行 現

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第九条、第二十七条の三、第二十八条の三関係）

職員の区分	階級	陸海空		陸海空		1等海佐		2等海佐		3等海佐		1等陸尉		2等陸尉		3等陸尉		准陸尉		陸曹長		1等海曹		2等海曹		3等海曹		陸士長		1等海士		2等海士		3等海士	
		陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空	陸海空
号	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	陸海空	736,000	736,000	604,200	563,000	527,500	459,000	398,800	374,100	335,200	313,400	308,200	302,600	295,100	295,000	286,200	250,200	250,000	252,600	252,400	259,500	259,500	259,500	259,500	252,600	252,400	259,500	259,500	259,500	259,500	259,500	259,500	259,500	259,500	259,500
2	陸海空	794,000	794,000	617,900	568,700	531,500	460,900	401,400	376,600	336,300	314,700	308,900	304,100	296,600	296,500	288,300	270,700	261,800	263,700	263,600	266,900	266,900	266,900	266,900	263,700	263,600	266,900	266,900	266,900	266,900	266,900	266,900	266,900	266,900	
3	陸海空	852,000	852,000	622,500	573,600	535,000	462,800	404,000	337,400	337,400	316,000	309,600	305,600	298,100	298,000	290,400	273,500	265,000	266,900	266,900	269,500	269,500	269,500	266,900	266,900	269,500	269,500	269,500	269,500	269,500	269,500	269,500	269,500	269,500	
4	陸海空	933,000	933,000	622,500	577,900	538,500	464,700	406,600	381,600	338,500	317,300	310,300	307,100	299,600	299,500	292,500	276,300	267,000	268,900	268,900	271,600	271,600	271,600	268,900	268,900	271,600	271,600	271,600	271,600	271,600	271,600	271,600	271,600	271,600	
5	陸海空	1,006,000	1,006,000	626,500	581,900	541,900	466,600	409,000	384,000	339,500	318,600	311,000	308,500	300,900	300,800	294,700	278,900	269,900	271,800	271,800	274,500	274,500	274,500	271,800	271,800	274,500	274,500	274,500	274,500	274,500	274,500	274,500	274,500	274,500	
6	陸海空	1,078,000	1,078,000	629,500	585,200	545,400	468,500	410,700	385,800	340,300	320,700	312,700	309,800	302,300	302,200	296,200	280,500	271,500	273,400	273,400	276,100	276,100	276,100	273,400	273,400	276,100	276,100	276,100	276,100	276,100	276,100	276,100	276,100	276,100	
7	陸海空	1,153,000	1,153,000	631,700	588,200	548,300	470,400	412,400	387,600	341,100	322,800	314,100	311,100	303,700	303,200	297,700	282,500	273,500	275,400	275,400	278,100	278,100	278,100	275,400	275,400	278,100	278,100	278,100	278,100	278,100	278,100	278,100	278,100	278,100	
8	陸海空	1,224,000	1,224,000	633,600	590,600	550,700	472,300	414,100	389,400	341,900	324,900	313,100	312,500	305,100	305,000	299,200	284,000	275,000	276,900	276,900	279,600	279,600	279,600	276,900	276,900	279,600	279,600	279,600	279,600	279,600	279,600	279,600	279,600	279,600	
9	陸海空				592,600	552,600	474,000	415,900	391,200	342,500	326,800	313,900	313,800	306,300	306,200	300,600	285,000	276,000	277,900	277,900	280,600	280,600	280,600	277,900	277,900	280,600	280,600	280,600	280,600	280,600	280,600	280,600	280,600	280,600	
10	陸海空						475,500	419,900	392,800	343,400	327,800	315,100	315,000	307,500	307,400	302,000	286,800	277,800	279,700	279,700	282,400	282,400	282,400	279,700	279,700	282,400	282,400	282,400	282,400	282,400	282,400	282,400	282,400	282,400	
11	陸海空						477,000	419,900	394,400	344,300	328,800	316,300	316,200	308,700	308,600	303,400	288,200	279,200	281,100	281,100	283,800	283,800	283,800	281,100	281,100	283,800	283,800	283,800	283,800	283,800	283,800	283,800	283,800	283,800	
12	陸海空						478,500	421,900	396,000	345,200	329,800	317,500	317,400	309,900	309,800	304,800	289,600	280,600	282,500	282,500	285,200	285,200	285,200	282,500	282,500	285,200	285,200	285,200	285,200	285,200	285,200	285,200	285,200	285,200	
13	陸海空						479,900	423,800	397,500	346,200	330,800	318,800	318,600	310,900	310,800	306,000	290,800	281,800	283,700	283,700	286,400	286,400	286,400	283,700	283,700	286,400	286,400	286,400	286,400	286,400	286,400	286,400	286,400	286,400	
14	陸海空						481,400	425,900	399,300	346,800	331,500	319,900	319,600	312,100	312,000	307,200	292,000	283,000	284,900	284,900	287,600	287,600	287,600	284,900	284,900	287,600	287,600	287,600	287,600	287,600	287,600	287,600	287,600	287,600	
15	陸海空						482,900	428,000	401,100	347,400	332,200	321,100	320,800	313,500	313,200	308,400	293,200	284,200	286,100	286,100	288,800	288,800	288,800	286,100	286,100	288,800	288,800	288,800	288,800	288,800	288,800	288,800	288,800	288,800	
16	陸海空						484,400	430,100	402,900	348,000	332,900	322,200	322,000	314,500	314,400	309,600	294,400	285,400	287,300	287,300	290,000	290,000	290,000	287,300	287,300	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
17	陸海空						485,800	432,100	404,700	349,400	333,600	323,200	323,100	315,500	315,400	310,600	295,400	286,400	288,300	288,300	291,000	291,000	291,000	288,300	288,300	291,000	291,000	291,000	291,000	291,000	291,000	291,000	291,000	291,000	
18	陸海空						487,100	434,000	406,400	349,400	334,400	323,900	323,700	316,200	316,100	311,400	296,200	287,200	289,100	289,100	291,800	291,800	291,800	289,100	289,100	291,800	291,800	291,800	291,800	291,800	291,800	291,800	291,800	291,800	
19	陸海空						488,400	435,900	408,100	350,400	335,200	324,600	324,500	317,500	317,400	312,600	297,400	288,400	290,300	290,300	293,000	293,000	293,000	290,300	290,300	293,000	293,000	293,000	293,000	293,000	293,000	293,000	293,000	293,000	
20	陸海空						489,700	437,800	409,800	351,400	336,000	325,300	325,000	318,500	318,400	313,600	298,400	289,400	291,300	291,300	294,000	294,000	294,000	291,300	291,300	294,000	294,000	294,000	294,000	294,000	294,000	294,000	294,000	294,000	
21	陸海空						490,800	439,600	411,500	352,200	336,700	325,800	325,600	318,100	318,000	313,200	298,000	289,000	290,900	290,900	293,600	293,600	293,600	290,900	290,900	293,600	293,600	293,600	293,600	293,600	293,600	293,600	293,600	293,600	
22	陸海空						491,500	441,300	413,300	353,500	337,400	326,400	326,100	319,000	318,900	314,000	298,800	289,800	291,700	291,700	294,400	294,400	294,400	291,700	291,700	294,400	294,400	294,400	294,400	294,400	294,400	294,400	294,400	294,400	
23	陸海空						492,200	443,000	415,100	354,800	337,900	327,000	326,600	319,500	319,400	314,600	299,400	290,400	292,300	292,300	295,000	295,000	295,000	292,300	292,300	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	
24	陸海空						492,900	444,700	416,900	356,100	338,500	327,500	327,100	319,600	319,500	314,700	299,600	290,600	292,500	292,500	295,200	295,200	295,200	292,500	292,500	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200	295,200				

行 現

再任用職員 以外の職員	57	511,300	489,200	460,600	402,100	376,200	356,100	354,000	346,600	346,200	340,700	326,700
	58	511,800	489,700	461,400	403,600	378,000	357,400	355,400	347,800	347,400	341,600	327,200
	59	512,300	490,200	462,200	405,100	379,800	358,700	356,800	349,000	348,600	342,500	327,700
	60	512,800	490,700	463,000	406,600	381,600	360,000	358,200	349,800	349,800	343,400	328,300
	61	513,200	491,000	463,600	408,000	383,200	361,400	359,700	351,400	350,900	344,400	328,700
	62	513,700	491,500	464,400	409,300	384,500	362,900	361,000	352,700	352,100	345,300	329,400
	63	514,200	492,000	465,200	410,600	385,800	364,400	362,300	354,000	353,500	346,200	330,100
	64	514,700	492,500	466,000	411,900	387,100	365,900	363,900	355,300	354,500	347,100	330,800
	65	515,000	493,000	466,600	413,100	388,300	367,400	365,000	356,700	355,700	348,000	331,400
	66	493,500	467,300	414,700	389,600	369,600	366,400	358,100	357,000	348,800	331,800	331,800
	67	515,800	494,000	468,000	416,300	390,900	367,800	359,500	358,300	349,600	332,200	332,200
	68	516,200	494,500	468,700	417,900	392,200	374,000	369,200	360,900	359,400	350,400	332,600
	69	495,000	469,400	419,400	393,300	376,300	370,500	362,200	360,900	359,900	351,300	333,000
	70	495,500	470,100	420,500	394,500	377,700	371,800	363,500	362,200	361,500	352,500	333,300
	71	496,000	470,800	421,600	395,700	379,100	373,100	364,800	363,500	362,800	353,700	333,600
	72	496,500	471,500	422,700	396,900	380,500	374,400	366,100	364,800	363,900	354,900	333,900
	73	496,800	472,000	423,800	398,100	381,900	375,600	367,300	365,900	365,000	356,000	334,000
	74	497,300	472,600	424,900	399,600	383,300	377,100	368,600	367,400	366,000	357,000	
	75	497,800	473,200	426,000	401,100	384,700	378,600	370,300	368,900	367,900	358,000	
	76	498,300	473,800	427,100	402,600	386,100	380,100	371,800	370,400	369,000	359,000	
	77	498,800	474,300	428,000	404,200	387,400	381,700	373,300	372,000	370,100	360,100	
	78	499,300	474,800	429,100	405,700	388,700	383,500	374,600	373,500	371,200	361,200	
	79	499,800	475,300	430,200	407,200	390,000	384,900	376,500	375,000	373,000	362,300	
	80	500,300	475,800	431,300	408,700	391,300	386,500	377,800	376,500	374,600	363,400	
	81	500,700	476,400	432,300	410,200	392,600	388,000	379,200	377,900	376,000	364,600	
	82	501,200	476,900	433,000	411,800	394,000	389,500	380,800	379,300	377,900	365,900	
83	501,700	477,400	433,700	413,400	395,400	391,000	382,400	380,700	379,000	367,200		
84	502,200	477,900	434,400	415,000	396,800	392,500	384,000	382,100	380,500	368,500		
85	502,700	478,400	435,100	416,400	398,100	393,800	385,400	383,500	381,700	369,700		
86	503,200	478,900	435,900	417,600	399,500	395,200	386,700	384,800	383,000	371,000		
87	503,700	479,400	436,700	418,800	400,900	396,600	388,000	386,100	384,000	372,300		
88	504,200	479,900	437,500	420,000	402,300	398,000	389,300	387,400	385,100	373,600		
89	504,700	480,400	438,100	421,200	403,600	399,200	390,600	388,600	386,400	374,800		
90	505,100	480,900	439,000	422,400	405,100	400,700	392,100	390,100	387,900	375,900		
91	505,600	481,400	439,900	423,600	406,600	402,200	393,600	391,600	389,100	377,000		
92	506,100	481,900	440,800	424,800	408,100	403,700	395,100	393,100	390,300	378,100		
93	506,200	482,400	441,600	425,900	409,700	405,000	396,500	394,600	391,900	379,100		
94	506,600	482,900	442,300	426,800	411,100	406,700	398,100	396,100	393,300	380,300		
95	507,000	483,400	443,000	427,700	412,500	408,400	399,700	397,600	394,500	381,500		
96	507,400	483,900	443,700	428,600	413,900	410,100	401,500	399,100	395,700	382,700		
97	507,700	484,300	444,400	429,500	415,400	411,800	403,000	400,500	397,400	384,000		
98	484,700	445,100	430,300	416,700	404,300	401,700	395,000	392,000	388,000	375,000		
99	445,800	445,800	431,100	418,000	414,400	405,600	402,900	400,000	396,000	386,000		
100	485,500	446,500	431,900	419,300	415,700	406,900	404,100	401,000	397,000	387,000		
101	485,800	447,100	432,800	420,700	416,800	408,000	405,200	402,000	398,000	387,800		
102	486,200	447,800	433,600	421,700	417,700	409,000	406,300	403,000	399,700	388,700		
103	486,600	448,500	434,400	422,700	418,600	410,000	407,400	404,000	400,800	389,600		
104	487,000	449,200	435,200	423,700	419,500	411,000	408,200	404,500	401,300	390,500		
105	487,400	449,900	436,000	424,500	420,500	411,900	409,000	405,500	402,200	391,300		
106	487,800	450,600	436,900	425,500	421,600	413,000	409,800	406,000	402,900	392,200		
107	487,000	451,200	437,800	426,500	422,700	414,100	410,900	407,000	403,100	393,100		
108	487,400	451,800	438,700	427,500	423,800	415,200	412,000	408,000	404,000	394,000		
109	487,800	439,500	428,300	428,300	424,800	416,100	413,300	409,500	405,500	394,700		
110	487,200	440,200	429,200	429,200	425,700	416,900	414,100	410,300	406,300	395,500		
111	487,600	440,900	430,100	429,900	426,600	417,700	414,900	411,000	407,000	396,300		
112	487,000	441,600	431,000	430,000	427,500	418,500	415,700	411,700	407,700	397,100		
113	487,400	442,400	431,700	430,700	428,400	419,300	416,800	412,800	408,800	398,000		
114	487,800	443,100	432,600	431,600	429,300	420,000	417,200	414,200	410,200	398,800		
115	487,200	443,800	433,500	432,500	430,200	420,700	418,100	415,100	411,100	399,600		
116	487,600	444,500	434,400	433,400	431,100	421,600	419,000	416,000	412,000	400,400		
117	487,000	445,100	435,200	434,300	432,000	422,000	419,900	416,900	413,000	401,200		
118	487,400	445,800	436,000	435,000	433,000	423,000	420,800	417,800	414,800	402,000		
119	487,800	446,500	436,800	436,000	434,000	424,000	421,700	418,700	415,700	403,200		
120	487,200	447,200	437,600	437,000	435,000	425,000	422,600	419,600	416,600	404,400		
121	487,600	447,900	438,400	438,000	436,000	426,000	423,500	420,500	417,500	405,600		
122	487,000	448,600	439,200	439,000	437,000	427,000	424,400	421,400	418,400	406,800		
123	487,400	449,300	440,000	440,000	438,000	428,000	425,300	422,300	419,300	408,000		
124	487,800	449,800	440,500	440,500	438,500	429,000	426,500	423,500	420,500	409,000		

	125																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

行

- 備考(一) 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の欄に定める額の俸給を支給するものとする。
- (二) この表の陸将補、海将補及び空将補の欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。
- (三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の欄又は欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。
- (四) 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

現

改 正 案

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第九条、第二十七条の三、第二十八条の三関係）

[illegible]

改 正 案

再任用職員 以外の職員	57					526,300	504,100	475,000	415,500	388,700	368,600	366,500	358,200	357,700	352,100	337,800
	58					526,800	504,600	475,800	417,000	390,500	369,900	367,900	359,400	359,000	353,100	338,300
	59					527,300	505,100	476,600	418,500	392,300	371,200	369,300	360,700	360,300	354,000	338,800
	60					527,800	505,600	477,400	420,000	394,100	372,500	370,700	361,900	361,600	354,900	339,400
	61					528,200	505,900	478,000	421,400	395,900	373,900	372,200	363,200	362,700	356,000	339,800
	62					528,400	506,400	478,800	422,700	397,200	375,400	373,500	364,600	363,900	356,500	340,500
	63					529,200	506,900	479,600	424,000	398,500	376,900	374,800	366,000	365,200	357,800	341,200
	64					529,700	507,400	480,400	425,300	399,800	378,400	376,100	367,300	366,500	358,700	341,900
	65					530,000	507,900	481,000	426,500	401,000	379,900	377,500	368,700	367,800	359,700	342,500
	66					530,400	508,400	481,700	428,100	402,300	382,100	378,900	370,100	369,100	360,500	342,900
	67					530,800	508,900	482,400	429,700	403,600	384,300	380,300	371,500	370,400	361,300	343,300
	68				531,700	509,400	483,100	431,300	404,900	386,500	386,500	381,700	372,900	371,700	362,100	343,700
	69					509,900	483,800	432,800	406,000	388,800	383,000	374,200	372,900	372,900	363,100	344,100
	70					510,400	484,500	433,900	407,200	390,200	384,300	375,500	374,200	374,200	364,300	344,400
	71					510,900	485,200	435,000	408,400	391,600	385,500	376,800	375,500	375,500	365,500	344,700
	72					511,400	485,900	436,100	409,600	393,000	386,900	378,100	376,800	376,800	366,700	345,000
	73					511,700	486,400	437,200	410,800	394,400	388,100	379,300	377,700	377,700	367,800	345,100
	74					512,200	487,000	438,300	412,300	395,800	389,600	380,800	379,200	379,200	368,700	
	75					512,700	487,600	439,400	413,800	397,200	391,100	382,300	380,700	380,700	369,600	
	76					513,200	488,200	440,500	415,300	398,600	392,600	383,800	382,200	383,800	370,500	
	77					513,700	488,700	441,400	416,900	400,000	394,200	385,300	384,000	384,000	371,800	
	78					514,200	489,200	442,500	418,400	401,300	395,600	386,800	385,500	385,500	372,900	
	79					514,700	489,700	443,600	419,900	402,600	397,400	388,500	387,000	387,000	374,000	
	80					515,200	490,200	444,700	421,400	403,900	399,000	389,800	388,500	388,500	375,100	
	81					515,600	490,800	445,700	423,000	405,200	400,600	391,200	389,900	389,900	376,500	
	82					516,100	491,300	446,400	424,600	406,600	402,100	392,800	391,300	391,300	377,800	
	83					516,600	491,800	447,100	426,200	408,000	403,600	394,400	392,700	392,700	379,100	
	84					517,100	492,300	447,800	427,800	409,400	405,100	396,000	394,100	394,100	380,400	
	85					517,600	492,800	448,500	429,200	410,700	406,400	397,400	395,500	395,500	381,700	
	86					518,100	493,300	449,300	430,400	412,100	407,800	398,700	396,800	396,800	383,000	
	87					518,600	493,800	450,100	431,600	413,500	409,200	400,000	398,100	398,100	384,300	
	88					519,100	494,300	450,900	432,800	414,900	410,500	399,400	398,500	398,500	385,600	
	89					519,600	494,800	451,500	434,000	416,200	411,800	402,600	400,700	400,700	386,800	
	90					520,000	495,300	452,400	435,200	417,700	413,300	404,100	402,200	402,200	387,900	
	91					520,400	495,800	453,300	436,400	419,200	414,800	405,500	403,700	403,700	389,000	
	92					520,800	496,300	454,200	437,600	420,700	416,300	407,000	405,200	405,200	390,100	
	93					521,100	496,800	455,000	438,700	422,300	417,600	408,500	406,700	406,700	391,100	
	94					521,500	497,300	455,700	439,600	423,700	419,300	410,200	408,200	408,200	392,400	
	95					521,900	497,800	456,400	425,200	425,600	421,000	409,700	409,600	409,600	393,600	
	96					522,300	498,300	457,100	441,400	426,600	422,700	413,600	411,200	411,200	394,800	
	97				522,600	498,700	457,800	442,300	428,100	428,100	424,500	415,300	412,700	412,700	396,200	
	98					499,100	458,500	443,100	429,400	425,800	416,600	413,900	397,200	397,200	397,200	
	99					499,500	459,200	444,000	430,800	427,100	417,900	415,100	398,200	398,200	398,200	
	100					499,900	459,900	444,800	432,100	428,400	419,200	416,300	399,200	399,200	399,200	
	101					500,200	460,500	445,700	433,500	429,500	420,300	417,500	400,000	400,000	400,000	
	102					500,600	461,200	446,500	434,500	430,400	421,300	418,300	401,100	402,200	401,100	
	103					501,000	461,900	447,300	435,500	431,300	422,300	419,100	402,500	403,600	402,500	
	104					501,400	462,600	448,100	436,500	432,200	423,300	420,000	403,700	404,800	403,700	
	105					463,400	448,900	437,300	433,300	424,200	420,500	403,500	404,400	405,400	404,400	
	106					464,000	449,800	438,300	434,400	425,300	421,300	404,500	405,400	406,400	405,400	
	107					464,600	450,700	439,300	435,500	426,100	422,100	405,300	406,300	407,300	406,300	
	108					465,200	451,600	440,300	436,600	427,500	427,500	406,200	407,000	408,000	407,000	
	109					465,700	452,500	441,200	437,600	428,400	428,400	407,000	407,800	408,800	407,800	
	110					466,300	453,200	442,100	438,500	429,200	429,200	408,000	408,800	409,800	408,800	
	111					466,900	453,900	443,000	439,400	430,000	430,000	409,000	409,800	410,000	409,800	
	112					467,500	454,600	443,900	440,300	440,300	440,300	410,000	410,800	411,000	410,800	
	113					468,100	455,400	444,800	441,300	441,300	441,300	411,000	411,800	412,000	411,800	
	114					468,700	456,100	445,500	442,200	442,200	442,200	412,000	412,800	413,000	412,800	
	115					469,300	456,800	446,400	443,100	443,100	443,100	413,000	413,800	414,000	413,800	
	116					469,900	457,500	447,300	444,000	444,000	444,000	414,000	414,800	415,000	414,800	
	117					470,400	458,100	448,100	444,800	445,500	445,500	415,000	415,800	416,000	415,800	
	118					470,900	458,800	449,000	445,500	446,300	446,300	416,000	416,800	417,000	416,800	
	119					471,400	459,500	449,700	446,300	447,100	447,100	417,000	417,800	418,000	417,800	
	120					471,900	460,200	450,500	447,100	448,000	448,000	418,000	418,800	419,000	418,800	
	121					472,500	460,900	451,300	448,000	448,800	448,800	419,000	419,800	420,000	419,800	
	122					473,000	461,500	452,800	449,600	449,600	449,600	420,000	420,800	421,000	420,800	
	123					473,500	462,200	453,800	450,500	450,500	450,500	421,000	421,800	422,000	421,800	
	124					474,000	462,900	453,500	450,000	450,000	450,000	422,000	422,800	423,000	422,800	

125								474,400	463,500	454,300	451,100	440,800	435,700					
126								474,900	464,200	455,000	451,900	441,600	436,500					
127								475,400	464,900	455,700	452,700	442,400	437,300					
128								475,900	465,600	456,400	453,500	443,200	438,100					
129								476,400	466,300	457,200	454,400	444,100	438,900					
130									467,000	458,000	455,200	444,900						
131									467,700	458,800	456,000	445,700						
132									468,400	459,600	456,800	446,500						
133									468,900	460,500	457,700	447,400						
134									469,500	461,200	458,500	448,200						
135									470,100	461,900	459,300	449,000						
136									470,700	462,600	460,100	449,800						
137									471,400	463,300	460,900	450,700						
138										464,100	461,600	451,300						
139										464,900	462,300	451,900						
140										465,700	463,000	452,500						
141										466,600	463,700	453,000						
142										467,300	464,400							
143										468,000	465,100							
144										468,700	465,800							
145										469,400	466,500							
再任用職員	—	—	569,200	523,600	507,200	445,700	403,600	384,400	349,400	330,000	323,400	323,100	315,700	314,000	304,800	285,500	—	—

備考(一) 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の欄又は欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

(四) 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

改

正

案

(傍線の部分は改正部分)

– 16 –

(期末手当及び勤勉手当)

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めるところとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めるところとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第二項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の六十八・七五」とあるのは「百分の三十六・二五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第二項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前

(期末手当及び勤勉手当)

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めるところとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めるところとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表の」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第二項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の七十三・七五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の百八・七五」とあるのは「百分の六十三・七五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第

再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の五十二・五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十二・五」と、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の六十二・五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十二・五（特定管理職員にあつては百分の六十二・五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十八・七五）とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2
(略)

第十八条の三 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員

四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号口中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の五十一・二五」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十一・二五」と、「百分の六十一・二五」、十二月に支給する場合には百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十三・七五」とあるのは「百分の六十一・二五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては百分の六十一・二五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五）、十二月に支給する場合には、定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十三・七五）、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては百分の六十三・七五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の六十」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2
(略)

第十八条の三 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員

の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは、「百分の百七十七・五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(予備自衛官等の給与)

第二十四条の二 (略)

2 前項の予備自衛官手当の月額は、一万三千七百円とする。

3・4 (略)

第二十四条の三 (略)

2 前項の即応予備自衛官手当の月額は、二万六百元とする。

3 (略)

(学生の給与)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月

の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の百八十」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

(予備自衛官等の給与)

第二十四条の二 (略)

2 前項の予備自衛官手当の月額は、一万三千百円とする。

3・4 (略)

第二十四条の三 (略)

2 前項の即応予備自衛官手当の月額は、一万九千七百円とする。

3 (略)

(学生の給与)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の百八十」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月

額」とする。

5・6 (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4・5 (略)

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 (略)

2 前項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項の給与は、常勤の防衛大臣政策参与にあつては俸給、本府省業務調整手当、地域手当及び通勤手当とし、事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、転居手当、在宅勤務

額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

5・6 (略)

(生徒の給与)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の百七十五」と、「百分の百二十八・七五」とあるのは「百分の百八十」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月額」とする。

4・5 (略)

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 (略)

2 前項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項の給与は、常勤の防衛大臣政策参与にあつては俸給、本府省業務調整手当、地域手当及び通勤手当とし、事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特

等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当とし、自衛官にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、転居手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、管理職員特別勤務手当、防衛出動手当、航空手当（当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当について同じ。）乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航空管制官手当及び営外手当（陸曹等であつて営外手当の支給を受けなかつた者（特定任期付職員を除く。）にあつては、その支給を受けなかつた期間についての営外手当に相当する額）とし、その他の職員にあつては政令で定める給与とする。ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。

殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当とし、自衛官にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、管理職員特別勤務手当、防衛出動手当、航空手当（当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び航空管制官手当について同じ。）乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航空管制官手当及び営外手当（陸曹等であつて営外手当の支給を受けなかつた者（特定任期付職員を除く。）にあつては、その支給を受けなかつた期間についての営外手当に相当する額）とし、その他の職員にあつては政令で定める給与とする。ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。